

課長	課長補佐	係長	係

年 月 日

印紙

請書

(物品・業務委託・修繕等用)

(発注者)

あきる野市長 殿

住 所

受注者(貸貸人)社 名

代表者氏名

印

裏面の契約事項を承諾の上、次の契約金額により、相違なく履行します。

件名					
契約金額	(うち消費税及び地方消費税の額) 円				
主管課名		契約保証金	免除		
履行期限		履行場所			
	品名等	形状寸法	数量	単価	金額

この請書は、単価契約及び1件30万円未満の物品の購入、業務委託契約、修繕等の契約に使用する。

(契約事項)

- 1 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の受託業務（物品）を表記の履行期限までに完成（納入）すること。なお、この請書締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等率に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 3 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 受注者は、発注者からの履行期限若しくは契約内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議に応じること。
- 5 受注者は、天災その他やむを得ない事由により履行期限までに完了（納入）の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにし、発注者に履行期限の延長について届け出ること。
- 6 発注者は、受託業務完了の通知を受けたとき（物品が納入され、指定の納品書を受領したとき）は、その日から10日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、改造、補修等を要求されたとき、又は不良品があるとされた場合において発注者から良品との引換え又は手直し等を要求されたときは、指定期間内にこれを行い、完了したときは更に検査を受けること。
- 7 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約代金を支払う。なお、発注者は、支払の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。
- 8 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に受託業務を完了することができない（物品を納入することができない）場合、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して履行期限を延期することができる。この場合において、当該遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 9 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、業務（履行）に着手すべき時期を過ぎても業務（履行）に着手しないとき。
 - (2) 履行期限内に完了（納入）しないとき、又は完了（納入）する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第6項の規定による再履行がなされないとき。
 - (4) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (5) 正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。
- 10 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第3項の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 業務を終了させる（この契約の目的物を納入する）ことができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の履行（目的物の納入）を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (6) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (7) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (8) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 11 前2項の規定によりこの契約が解除された場合又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 12 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。なお、各号における法人の代表者等とは、法人の代表者若しくは役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者若しくは法人と直接雇用契約を締結している正社員又は個人事業主をいい、暴力団等とは暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
 - (1) 法人の代表者等が暴力団等であるとき、又は暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 法人の代表者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 法人の代表者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人の代表者等が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の代表者等が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
 - (6) 法人の代表者等が、あきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）第5条第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。
- 13 受注者が、前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 14 受注者は、この契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出ること。また、警察の捜査に協力すること。
- 15 請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。